

2024.7.5

第38回技術研究発表会

安全で安心して暮らせる居住環境の実現に向けた建築物のバリアフリー化の推進

都市・住宅・地域政策グループ

沼尻 恵子

JICE 一般財団法人
国土技術研究センター
Japan Institute of Country-ology and Engineering

目次

建築物のバリアフリー化について

1

進化してきた
バリアフリー整備

2

最新の基準見直しの内容

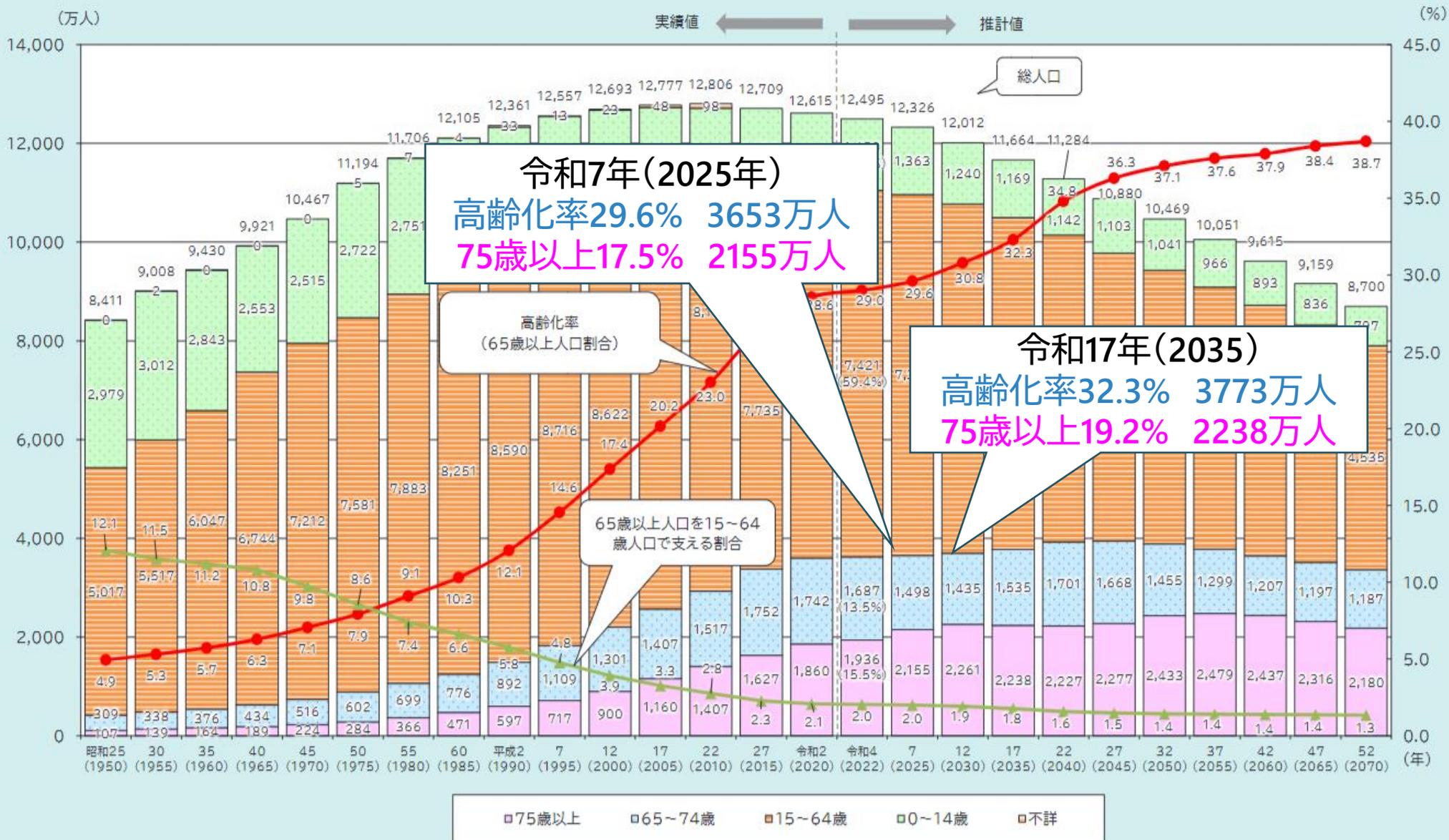
3

今後に向けて

1

進化してきた バリアフリー整備

高齢化の推移と将来推計 (R5高齢者白書より)



人口1000人あたりで考えると・・・

高齢者

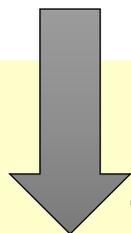
令和7年(2025年)



75歳以上 **175人**



65歳以上 **296人**



10年後

令和17年(2035年)



75歳以上 **192人**



65歳以上 **323人**

障害者※

身体障害者は**34**人

知的障害者は**9**人

精神障害者は**49**人

10年後の65歳以上高齢者+障害者の合計415人

(※)令和5年度版障害者白書参考資料より
身体障害者、知的障害者については、総務省「人口推計」2016年10月1日(確定値)、
精神障害者については、総務省「人口推計」2020年10月1日(確定値)を用いて算出。

多様な人が暮らす社会に対応した居住環境の整備が必要



歩けない人や見えない人たちのことを考えずに環境をつくってしまった

バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の概要

1. 国が定める基本方針

- ・移動等円滑化の意義及び目標等

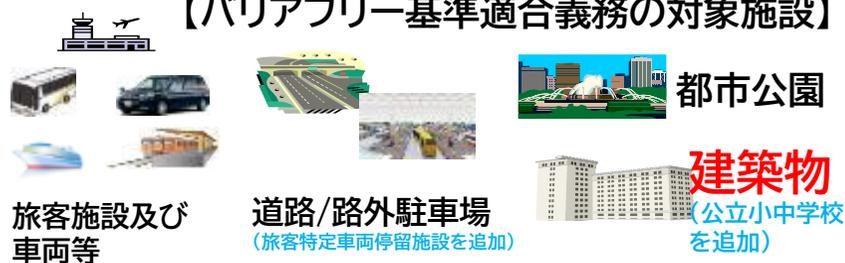
第1条の二
基本理念として
「共生社会の実現」
を明記

2. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

3. 公共交通施設や道路、建築物等のバリアフリー化の推進

- ・施設管理者は移動等円滑化基準の適合（新設等は義務、既存は努力義務）
- ・新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進

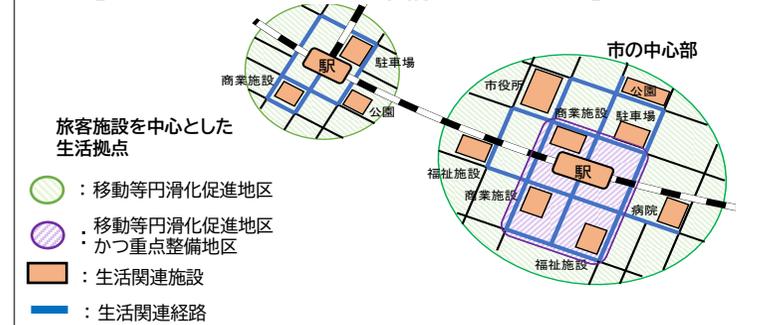
【バリアフリー基準適合義務の対象施設】



4. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進

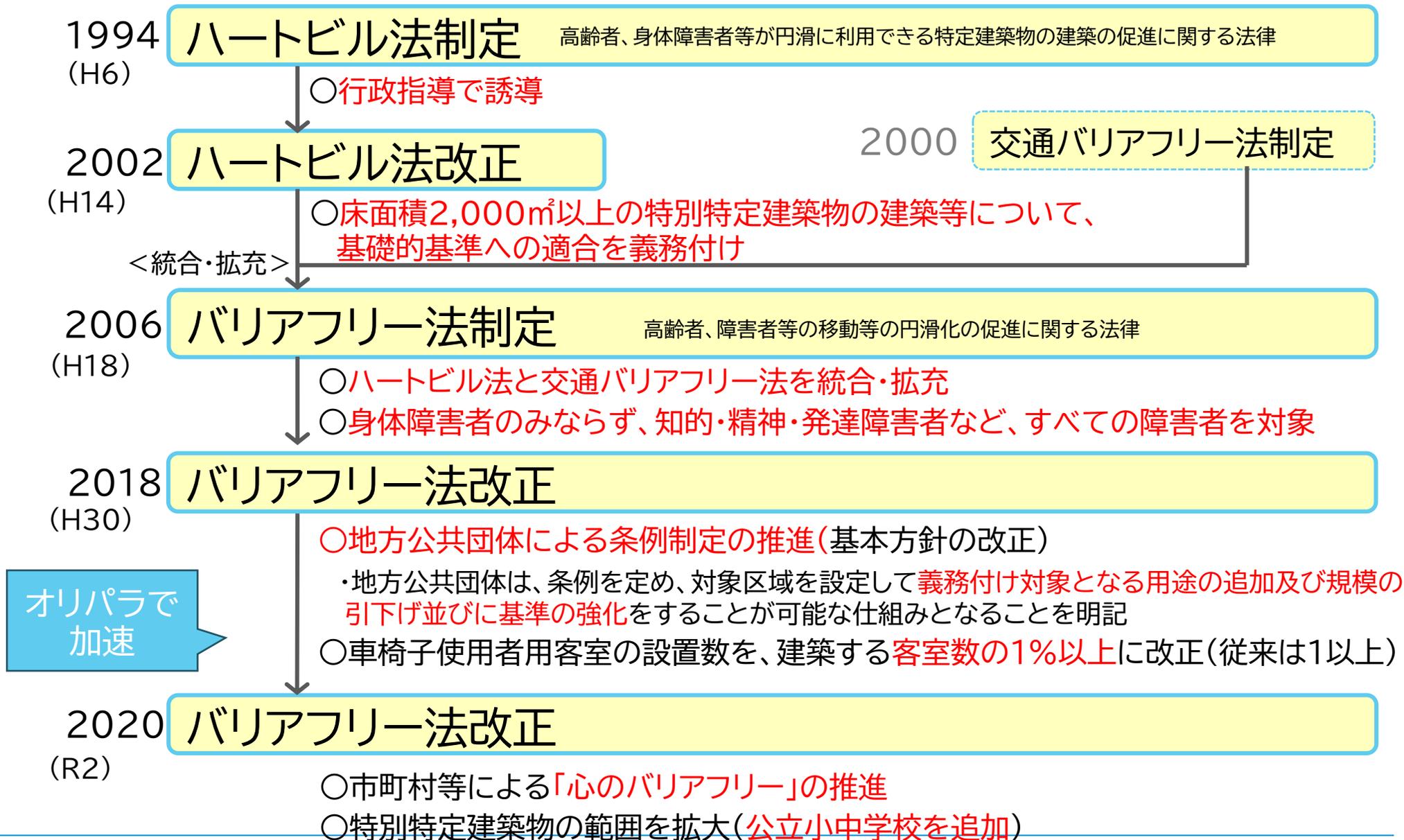
【マスタープラン及び基本構想のイメージ】



5. 当事者による評価

- ・高齢者、障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価

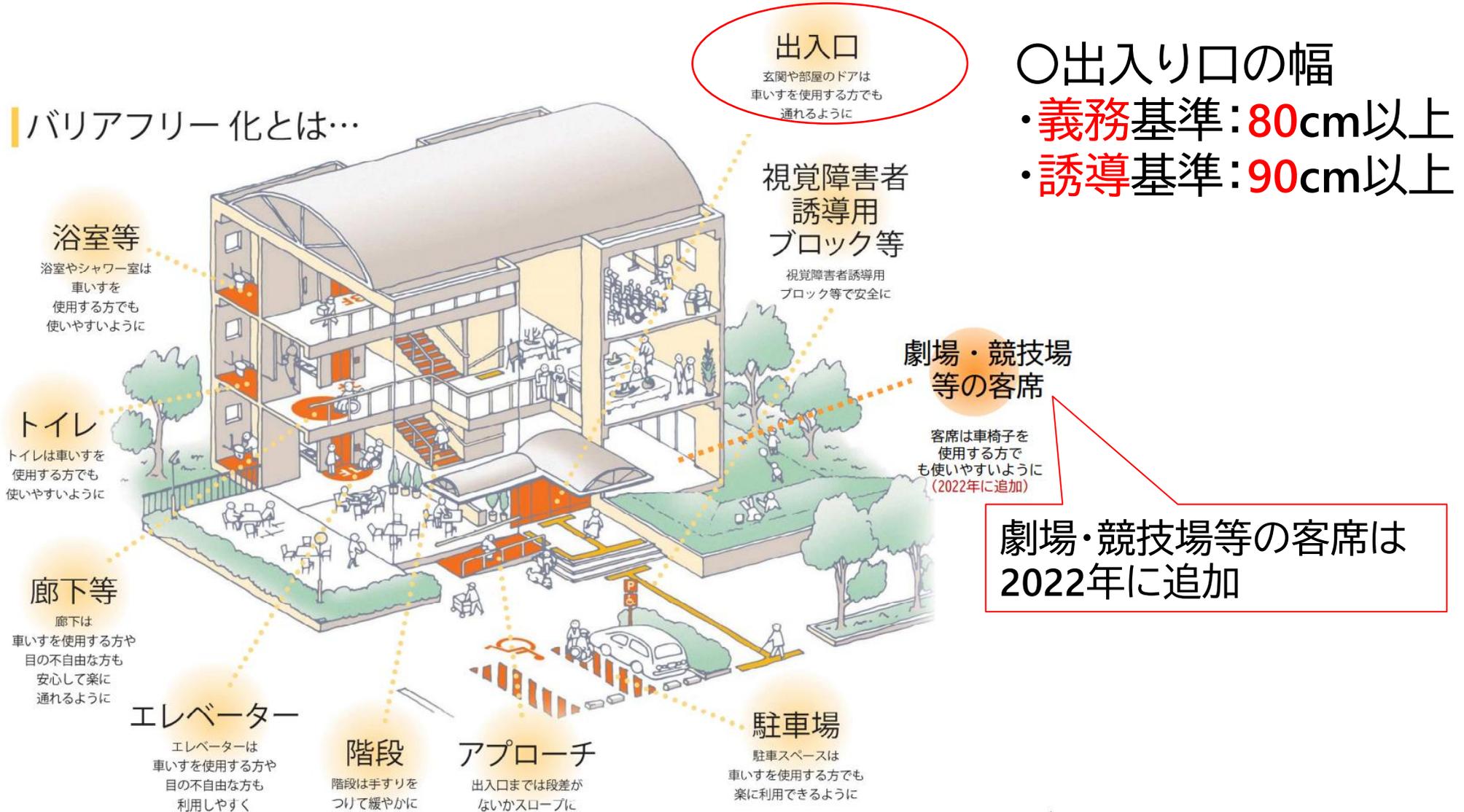
バリアフリー法（建築物分野）の経緯



建築物のバリアフリー化とは

移動等円滑化基準(義務基準)と移動等円滑化誘導基準(誘導基準)がある

バリアフリー化とは…



劇場・競技場等の客席は
2022年に追加

バリアフリー法(建築物分野)の概要

特定建築物【令第4条】

多数の者が利用する建築物

(例)「学校」「卸売市場」「事務所」
「共同住宅」「工場」など

オフィスや共同住宅は、特別特定建築物ではない

特別特定建築物【令第5条】

不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物他

(例)「公立小中学校」「百貨店、マーケット」「官公署」「飲食店、店舗」
「劇場、映画館」「体育館、競技場」「集会場又は公会堂」「ホテル、旅館」など

※条例により、特別特定建築物に**特定建築物**の追加が可能

※1:増改築部分のみが義務化の対象

新築、増築、改築、用途変更、修繕又は模様替えについて、建築物移動等円滑化基準への適合**努力義務**

- ① **2,000㎡以上**の新築、増築、改築※1又は用途変更について、建築物移動等円滑化基準への**適合義務**
- ② **2,000㎡未満**、及び既存建築物に対して建築物移動等円滑化基準への**適合努力義務**

※条例により、**面積要件の引下げ**が可能

建築物移動等円滑化基準(義務基準)
【最低限のレベル】

建築物移動等円滑化誘導基準(誘導基準)
【望ましいレベル】

計画の認定

(建築物移動等円滑化誘導基準を満たし、所管行政庁の認定を受けると、シンボルマークの表示制度、「容積率の特例」などの支援措置を受けることができる。)

バリアフリー設計のガイドライン『建築設計標準』

設計の参考となる考え方やポイント、設計事例などを掲載
バリアフリー法の改正等に応じて、内容を充実

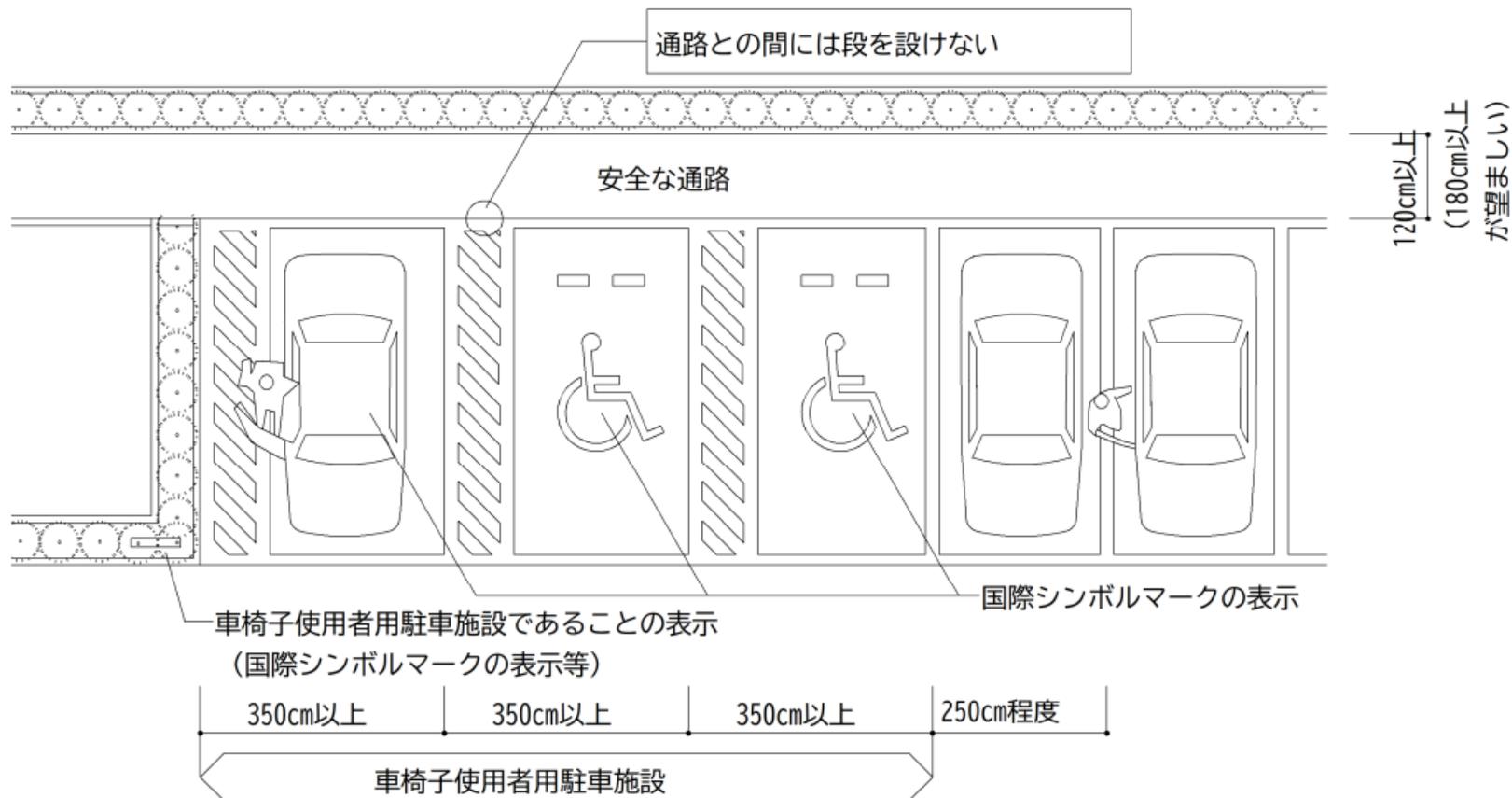


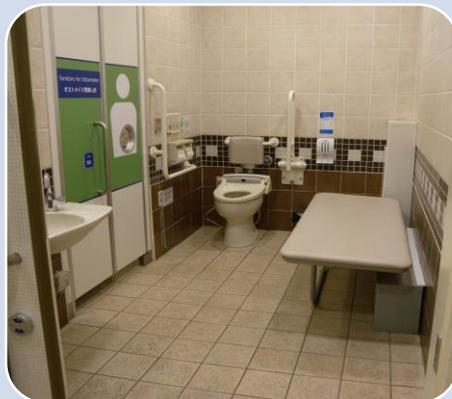
基準を解説する図面などを掲載：駐車場の場合

建築物移動等
円滑化基準
チェックリスト

一般基準
駐車場
政令第17条

- ①車椅子使用者用駐車施設を1以上設けているか
- ②車椅子使用者用駐車施設
 - (1)幅は350cm以上であるか
 - (2)車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けられているか





劇場、競技場等の客席・観覧席を有する施設の追補版

ホテル客室のバリアフリー化の促進

トイレのバリアフリー化の促進
(多機能トイレから個別機能トイレへの分散)

小規模店舗のバリアフリー設計等に関する考え方・留意点の充実

2015年度 建築設計標準追補版

2018年度 基準見直しと建築設計標準改正
車椅子利用者用客室設置数の基準見直し(1室以上から1%以上に改正)と建築設計標準への反映

2016年度 建築設計標準改正

2020年度 建築設計標準改正

International Paralympic Committee の Accessibility Guide

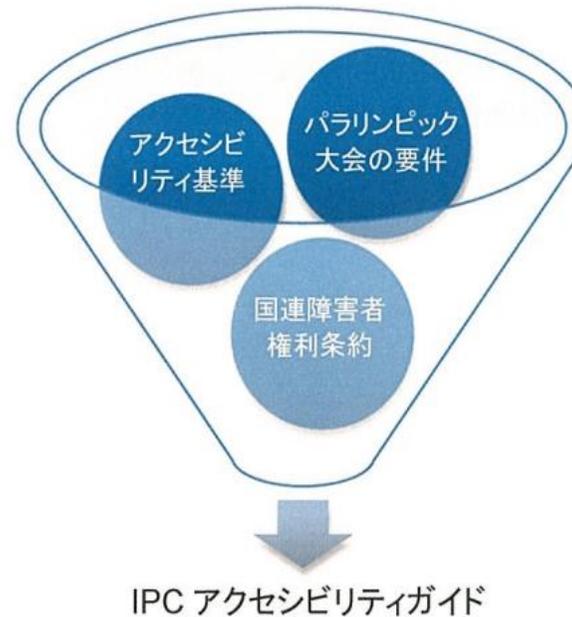
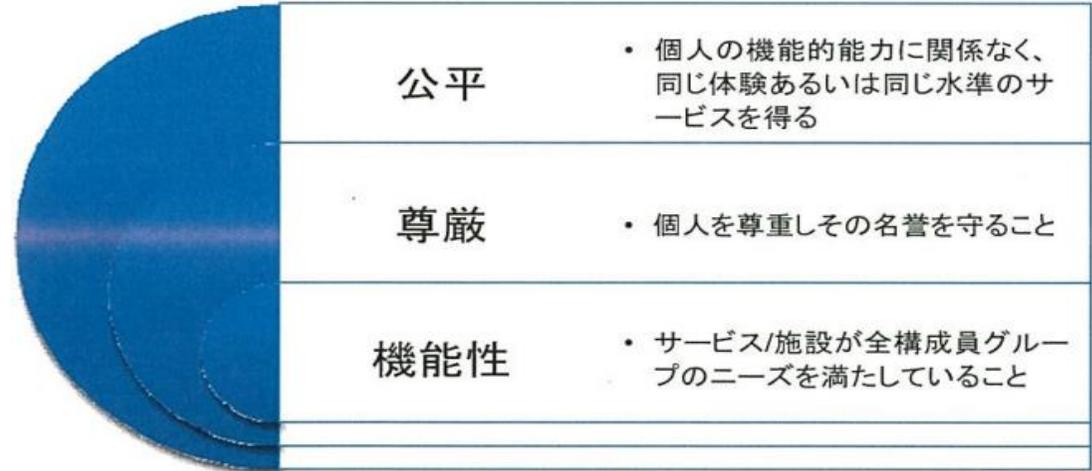


Accessibility Guide

An Inclusive Approach to the Olympic & Paralympic Games

June 2013

2013年に開催が決定



会場の座席「同等の視線」

同等の視線は、前列の観客が立ち上がった時に、車椅子に座った人にも立ち上がった前列の観客と同じ視線で観戦できるようにするものである

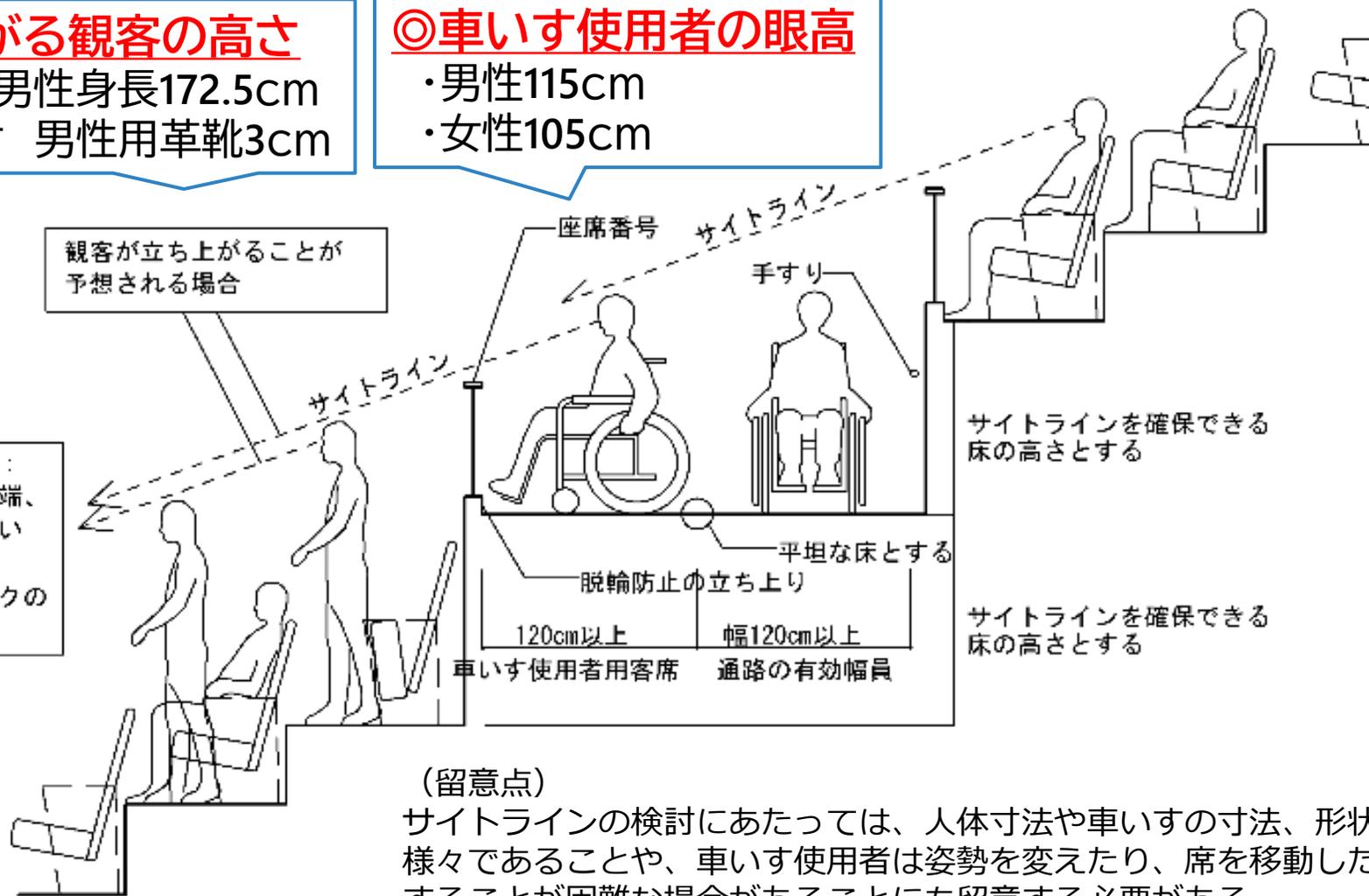
2015年の劇場、競技場の追補版でサイトラインの考え方を示した

◎立ち上がる観客の高さ

- ・30-34歳男性身長172.5cm
- ・履物高さ 男性用革靴3cm

◎車いす使用者の眼高

- ・男性115cm
- ・女性105cm



(留意点)

サイトラインの検討にあたっては、人体寸法や車いすの寸法、形状が様々であることや、車いす使用者は姿勢を変えたり、席を移動したりすることが困難な場合があることにも留意する必要がある。

※年齢別性別身長標本数、平均値、標準偏差値

出典：文部科学省「体力・運動能力調査」(2013年)

出典：一般社団法人人間生活工学研究センター

「日本人の人体寸法データブック」

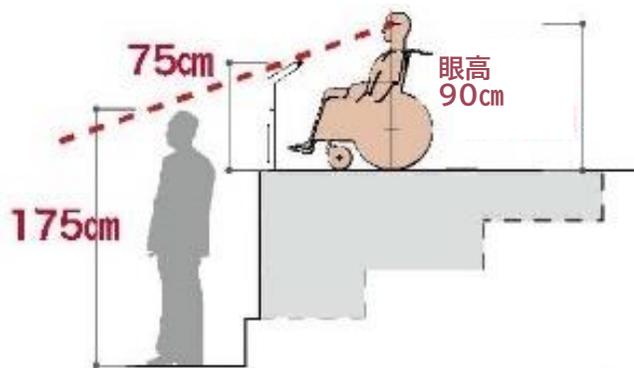
※履物の種類とかかと高さ

出典：日本建築学会発行 建築設計資料集成(人間)

国立競技場で実現されたこと

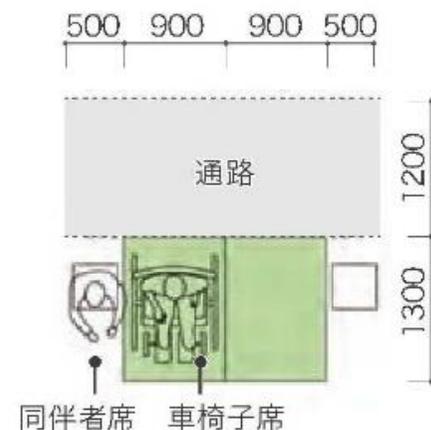
車椅子使用者用客席のサイトライン

- 前列席の人(175cmを想定)が立ち上がった状態でも、車椅子使用者用客席の視界を妨げない計画
- 眼高90cmでもほぼフィールド全体が視認できる環境

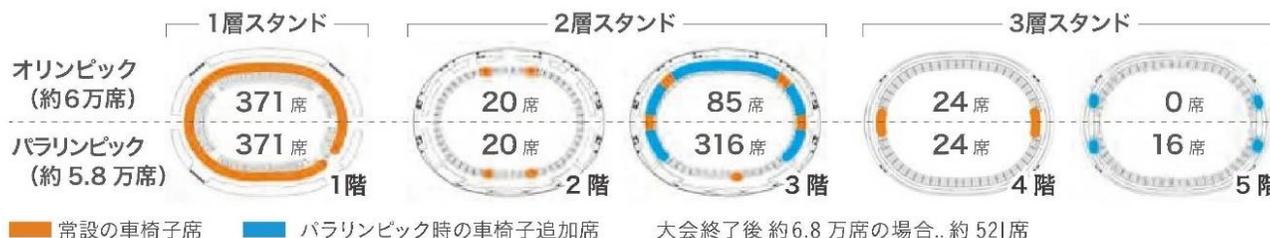


同伴者に配慮した車椅子使用者用客席

- 車椅子使用者用客席2席が隣り合う座席配置
- 車椅子使用者用客席及び同伴者席は各コンコースから段差なくアクセスが可



車椅子使用者用客席は各層にバランスよく計画



合計車椅子席
 約 **500席** (約8.3%)
 約 **747席** (約12.8%)

(): 全客席数に対する車椅子席の比率

<https://www.mlit.go.jp/common/001351061.pdf>

「劇場・競技場等の客席」について建築物特定施設への追加

公布:令和4年(2022年)3月31日
施行:令和4年(2022年)10月1日

①「劇場、観覧場、映画館、演芸場、集会場又は公会堂の客席」を建築物特定施設に追加

②「客席」に対する移動等円滑化誘導基準を設定



車椅子使用者用客席のイメージ

移動等円滑化誘導基準

車椅子使用者用客席の割合

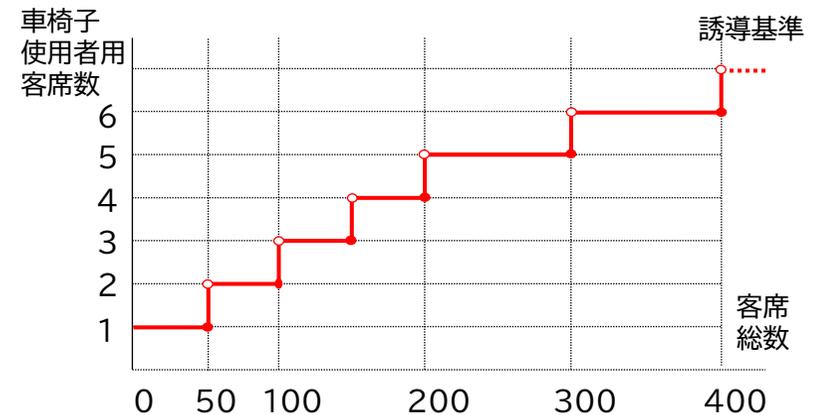
※客席総数に応じて段階的に設定(2,000以下は、客室の基準と同じ)

- ・客席総数の2%以上(総客席数~200)
- ・客席総数の1%+2以上(総客席数201~2,000)
- ・客席総数の0.75%+7以上(総客席数2,000~)

車椅子使用者用客席の要件

- ・幅90cm×奥行120cm以上で区画された、平らな床
- ・同伴者用の客席又はスペースを隣接して設置
- ・客席総数200超の場合には、2か所以上に分散して配置
- ・舞台等を容易に視認できる構造(サイトラインの確保)

劇場等における客席の誘導基準



2

最新の基準 見直しの内容

以降の基準見直しに関する内容は、
「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告
(令和6年3月29日)」に基づく

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001735422.pdf>

車椅子使用者用のトイレ、駐車施設、客席の基準の見直し方針

トイレ

	現行	見直し
義務基準	建築物に1箇所以上	各階に1箇所以上
誘導基準	各階に1箇所以上	便所のある箇所に1箇所以上

駐車施設

	現行	見直し
義務基準	1台以上	200台以下の場合、2%以上 201台以上の場合、1%+2台以上
誘導基準	200台以下の場合、2%以上 201代以上の場合、1%+2台以上	2%以上

客席

	現行	見直し
義務基準	基準なし	400席以下の場合、2席以上 401席以上の場合、0.5%以上
誘導基準	200席以下の場合、2%以上 201~2,000席の場合、1%+2席以上 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上	100席以下の場合、2席以上 100~200席の場合、2%以上 201~2,000席の場合、1%+2席以上 2,001席以上の場合、0.75%+7席以上

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告(令和6年3月29日)より抜粋して記載

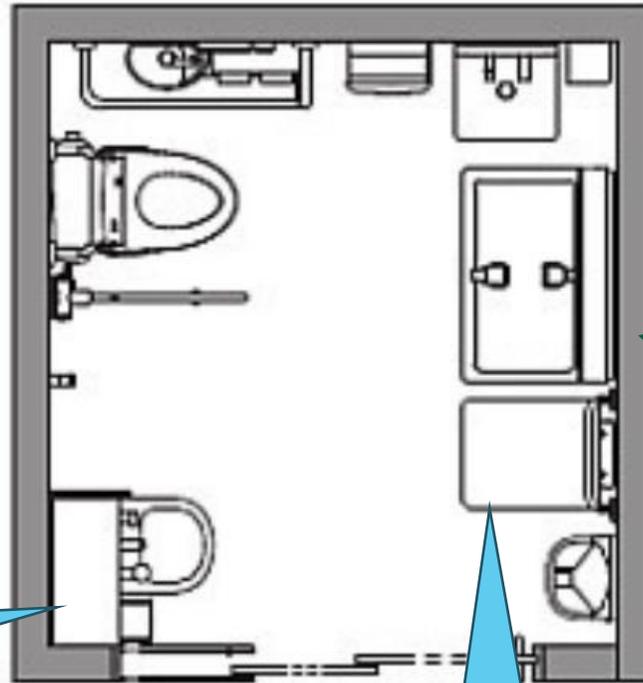
多機能トイレとは？ = いろいろな機能が備わっているトイレのこと

車椅子使用者が使える

- ・回転できるスペース
- ・手すりなど



オストメイト用の設備



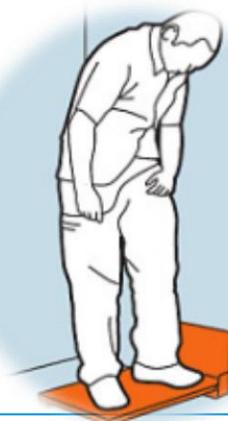
おむつ替えシート



ベビーチェア



着替え台



出典：TOTO株式会社

バリアフリーブック パブリックトイレ編

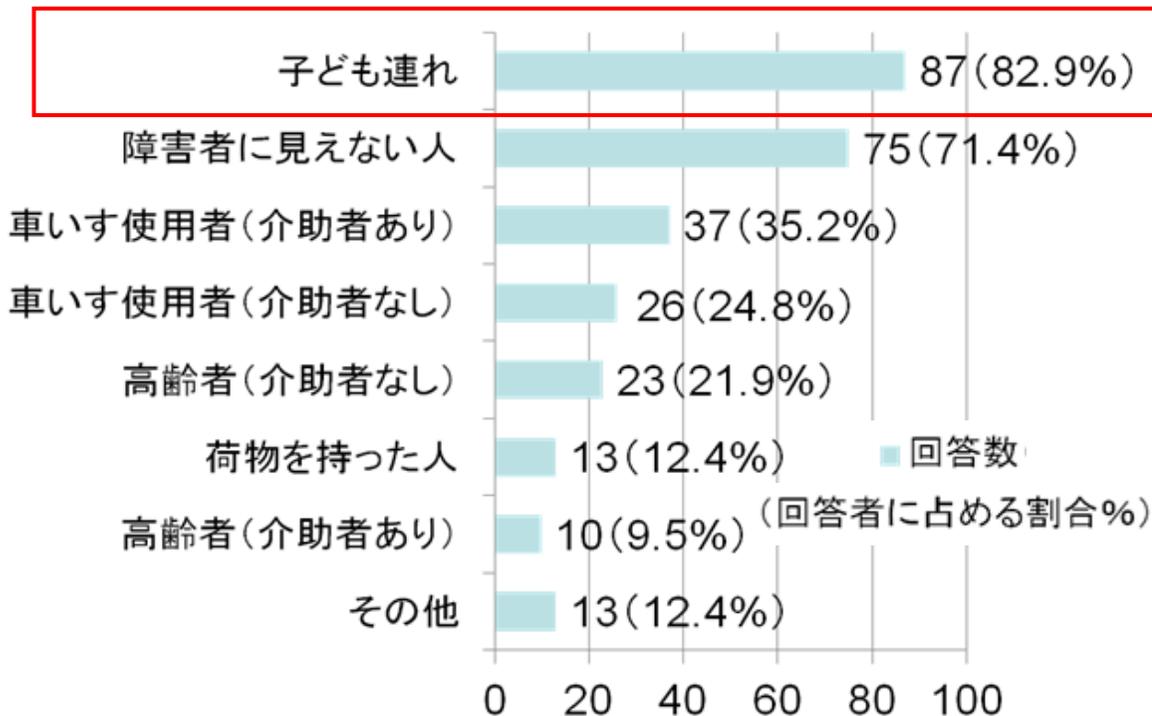
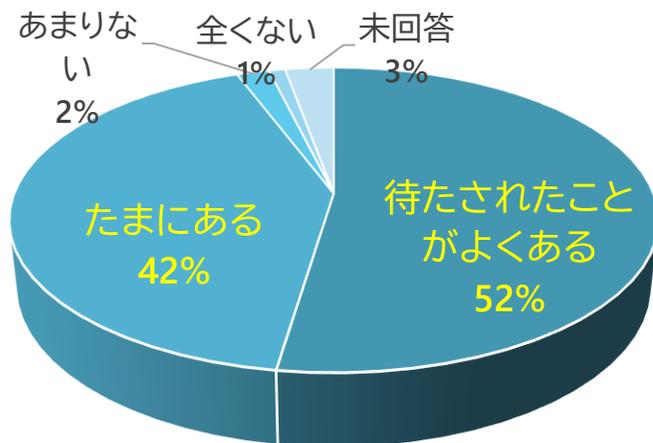
<https://www.catalabo.org/iportal/CatalogViewInterfaceStartUpAction.do?method=startUp&mode=PAGE&volumeID=CATALABO&catalogId=77965110000&pageGroupId=&designID=link&catalogCategoryId=&designConfirmFlg=>

© 2024 Japan Institute of Country-ology and Engineering

多機能トイレはいろいろな方が使っている

- 多機能トイレで**待たされた経験を持つ車いす使用者は94%**
- 多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち、**約83%の方が子ども連れが多機能トイレから出てくることを経験**している。

【多機能トイレで待っていた時に多機能トイレから出てきた方
(複数回答)】



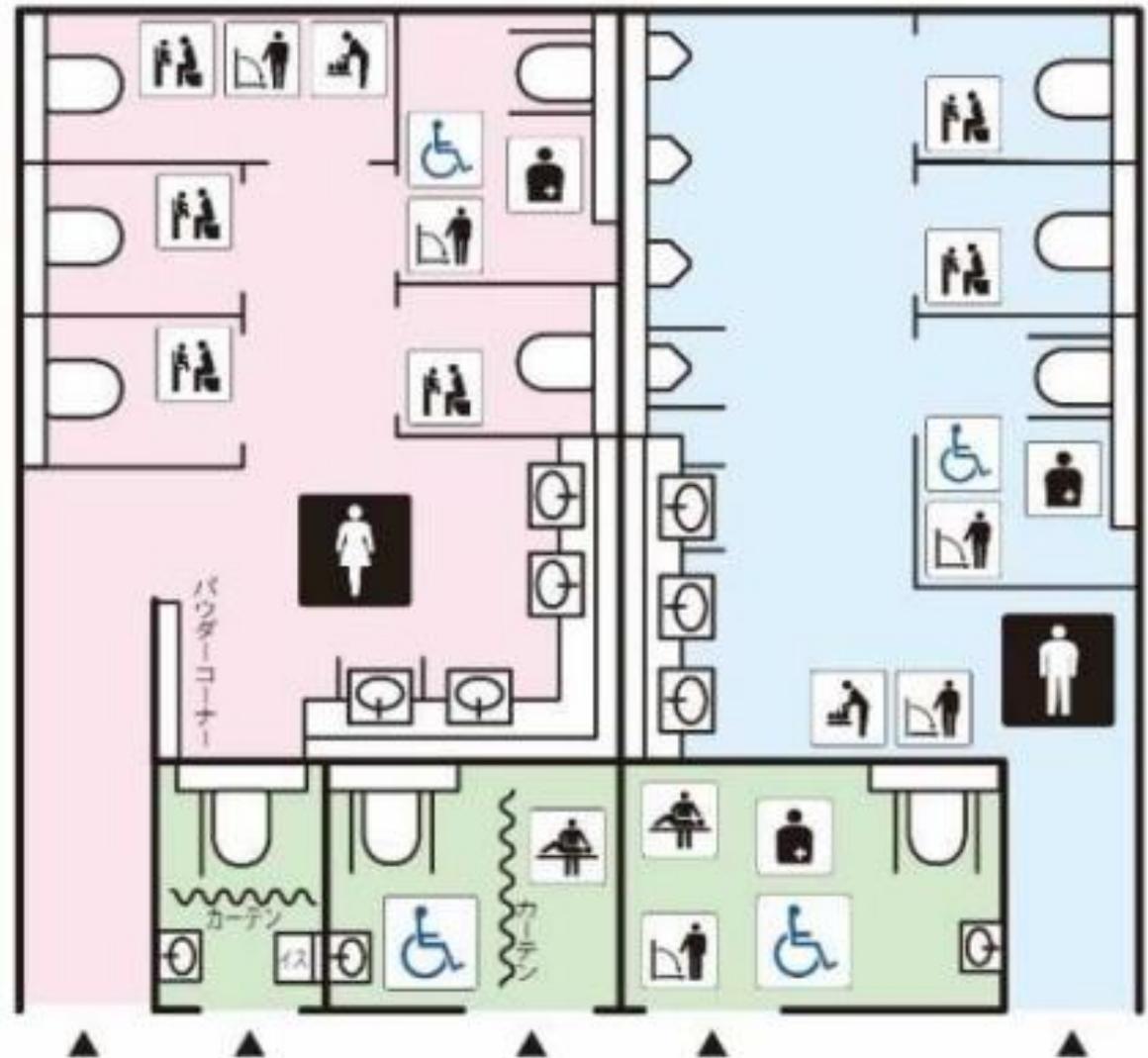
出典:車いす使用者を対象としたアンケート調査結果(2011.11)より
<https://www.mlit.go.jp/common/000209909.pdf#page=2.00>

基本的な考え方：個別機能を備えた便房を適切に設けて機能分散すること

一般トイレ内に

- ◆ベビーチェア
- ◆おむつ替えシート
- ◆オストメイト機能を配置
- ◆車椅子使用者が使える広めトイレを設置

など



出典：建築設計標準

そもそも、建物の一つしか車椅子使用者用便房がないと・・・

トイレのある階に移動しなくてはならない

階を移動するにはエレベーターに乗らないといけない

エレベータは混んでいて乗れないことがある

この階にはトイレがない

トイレに行きたい



ようやく車椅子トイレに着いたが空いてなかった

**各階に
車椅子トイレの設置を！**

車椅子使用者用便房の設置数に係る義務基準の見直し方針

現行

- ・ 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- ・ 各階に1箇所以上※設ける。

<小規模階を有する建築物>

(床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- ・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物>

(床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)

階の床面積が

- ・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
- ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする

車椅子使用者用便房は一般のトイレブースの約2つ分

- 義務基準を守らないと建築できないという強い規制となる
- 各階の面積が小さい場合に、車椅子使用者用便房を義務とすると、事業採算上厳しいのではないかと



小規模階を有する建築物

(床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- 小規模階の床面積の合計が **1,000㎡に達する毎に1箇所以上**

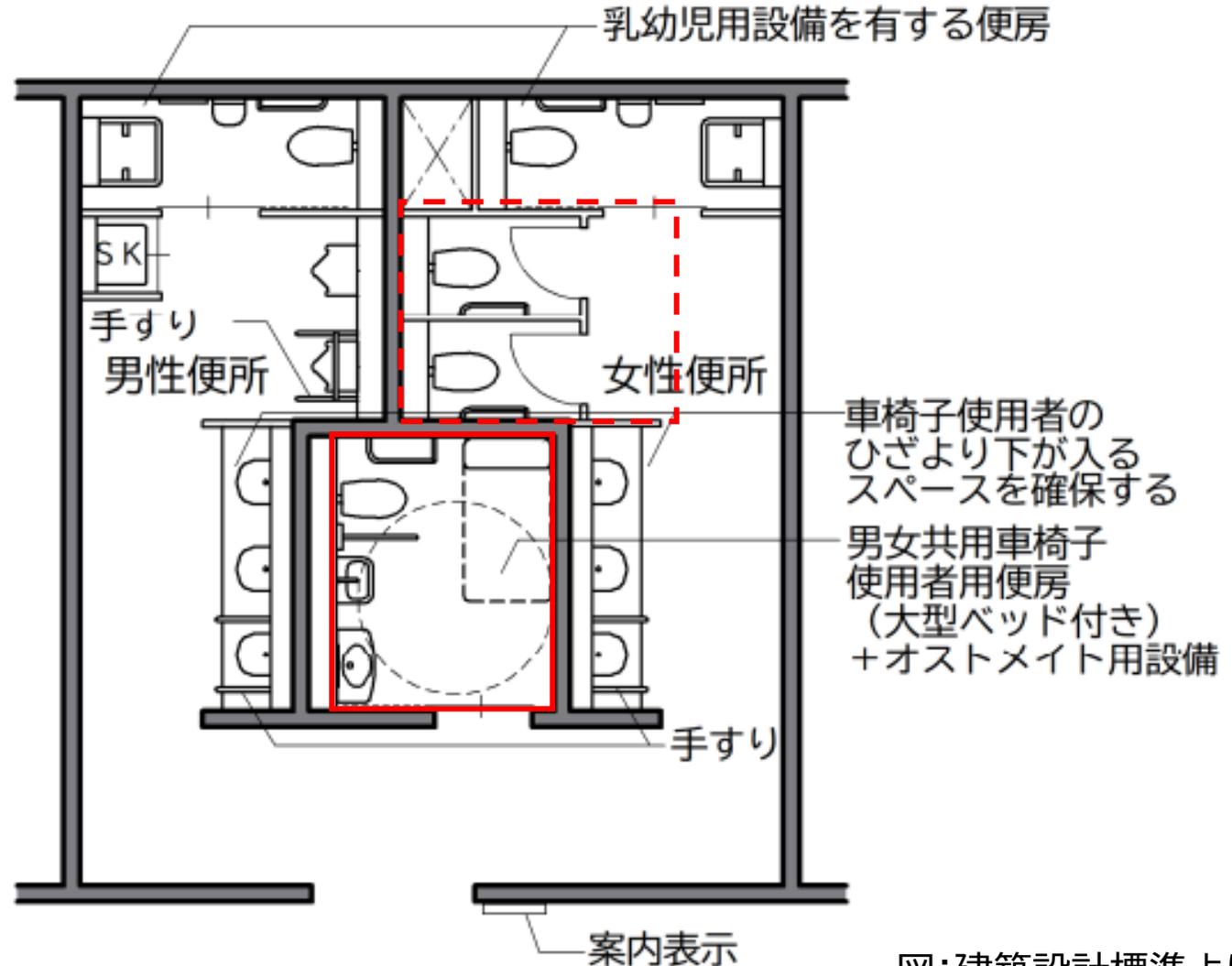


図: 建築設計標準より

小規模階の1000m²の規模感



一般トイレはあるが、車椅子使用者用トイレはない
1階に車椅子使用者用トイレあり

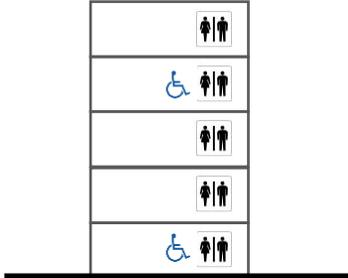
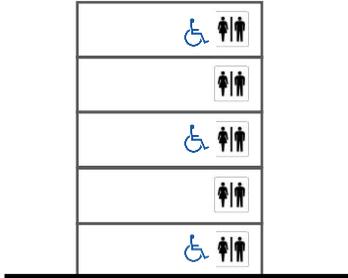
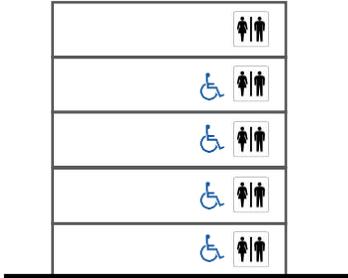
会場の面積は約200m²

1フロアの面積は1000m²弱？

https://www.tc-forum.co.jp/ap-shinbashitoranomom/floor/pdf/shinbashitoranomom_set_school_PDF.pdf

「小規模階を有する建築物」に該当する場合の車椅子使用者用便房設置のイメージ

- ・ 小規模階の床面積の合計が **1,000㎡に達する毎に1箇所以上**※設ける。

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする

車椅子使用者用便房の設置数に係る義務基準の見直し方針

現行

- ・ **建築物に1箇所以上**を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- ・ 各階に1箇所以上※設ける。

<小規模階を有する建築物>

(床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- ・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物>

(床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)

階の床面積が

- ・ **10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。**
- ・ **40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。**

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする

大規模店舗の例（総賃貸面積64000m²・1Fと2Fの2フロア）

2F:トイレは2か所あり、その全てに車椅子用トイレや多機能トイレがある

2F

全館禁煙のご案内 ●法令により館内では分煙をお願いしております。
喫煙されるお客さまは、 このマークの喫煙所をご利用ください



NEW OPEN もくいくひろば

木のぬくもりを感じながら楽しむことができる広場。お子さまの遊ぶ姿を見守ったり、親子で遊ぶことができます。
対象年齢：3才～6才
※13:00～13:30は清掃のためご利用いただけません。



ARC LOUNGE
大人のための隠れ家的な憩いの空間をご用意しております。
ぜひ、ご自由におくつろぎ下さいませ。

お買物の合間に、ごゆっくりとおくつろぎいただける専用空間。ラウンジ会員さまに限定したサービスをご用意しております。

イオンラウンジご利用方法
イオンラウンジのご利用には、事前予約が必要です。スマホまたは店頭で予約いただけます。ご来店・受付時は店頭タブレットから入室（チェックイン）いただけます。ご利用方法は下記QRコードからご確認くださいませ。
(利用可能時間 10:30～18:30)

イオンラウンジに関するお問合せ先
イオンカード会員さま：0570-071-090、043-296-6200
(ナビダイヤル：有料、受付時間 9:30～18:00/年無休)
オーナーズカード会員さま：043-212-6012
(受付時間 9:30～17:30/平日のみ)



● ファッション ● グッズ ● グルメ&フード ● サービス・アミューズ ● イオンつくば店

(便利なマーク)



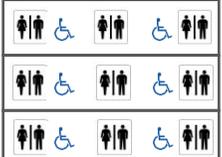
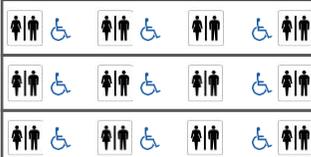
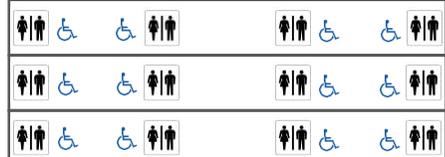
出典：<https://www.aeonmall.com/sustainability/approach/data/aeonmall/>
https://tsukuba-aeonmall.com/floorguide/#target/page_no=1

2024.05.27 現在

「大規模階を有する建築物」に該当する場合の車椅子使用者用便房設置のイメージ

階の床面積が

- ・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
- ・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	<p>30,000㎡/階</p> 	<p>50,000㎡/階</p> 	<p>70,000㎡/階</p> 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000㎡	150,000㎡	210,000㎡
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする

バリアフリー法に基づく容積率緩和の特例制度の拡充の検討（報告）

ソフト対応による代替措置が困難な車椅子利用者用便房の設置の一層の促進を図るために、バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の拡充について検討する。

	第19条特例	第24条特例
対象建築物	特定建築物のうち所管行政庁による認定を受けた 認定建築物	建築物特定施設の床面積が著しく大きい 建築物
要件	誘導基準に適合	国土交通大臣が定める基準※に適合 ※ <u>国土交通省告示第1481号(H18)</u> に規定
容積率算定に あたり不算入 とする部分	建築物特定施設のうち 共用部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場	建築物特定施設のうち 共用部分及居室内の部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場、ホテル、 旅館の客室(便所又は浴室等)、浴室、シャワー室
不算入の上限	建築物の延べ面積の 1割まで不算入可能	許可の範囲内
必要な手続き	所管行政庁の 認定	特定行政庁の 許可 ※ ※ 建築審査会の同意が必要

施行令の一部を改正する政令の閣議決定、公布、施行

2023年度 基準検討WGで検討

2024.3.29 建築物のバリアフリー基準の
見直し方針

2024.5.15～6.14 パブリックコメントの実施

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令

2024.6.18 閣議決定

公布:2024.6.21 施行:2025.6.1

発表時のスライドの公布と施行の年が間違っていました。
赤字で訂正します

3

今後に向けて

今後のさらなるバリアフリー化の推進に向けて

1. 設計者に伝えていくための建築設計標準の充実
2. 当事者参画の取組の促進
3. 車椅子使用者用客席のサイトラインの確保等の課題への対応

今後のさらなるバリアフリー化の推進に向けて

1. 設計者に伝えていくための建築設計標準の充実

…例えば、失敗事例を伝える工夫…

※収集した事例をもとに、事務局が作成

イメージ1：車椅子利用者用便房

- 配慮が足りない事例として収集した事項を抽出・整理

鏡が高すぎると見えない

見えない…

鏡の下端が洗面器にできるだけ近づければ良かった

誰でもトイレ、多目的トイレと表示をすると一般の方が利用してしまう（車椅子利用者が利用できない）

ドアが重いと上肢障害がある場合開閉が困難

多機能トイレにさまざまな設備が付加されることで、車椅子で移動できるスペースが狭く移乗が困難

荷物がなくて困る

手すりやペーパーホルダーや呼出ボタンの位置が悪く、手すりが使えない

片側だけの手すりだと衣服の着脱が困難

自動洗浄機能によって着脱の動作の際に何度も洗浄されてしまう

洗浄ボタンが、便器の背面にあると流すのが大変

便器が高すぎたり、低すぎたりすると使いにくい

ベッドを広げようとするとき車椅子を外に出すしかない場合がある

設計標準には記載がある

当事者からは実際には配慮されていない事例が寄せられた

失敗事例の解説をすることで、わかりやすく伝える工夫

出典：第6回フォローアップ会議資料
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001724873.pdf>

2. 当事者参画の取組の促進

- 多様な利用者が利用する公共施設において当事者参画の取組が求められる
- 当事者参画プログラムに係る指針等を示していくことが求められる

3. 車椅子使用者用客席のサイトラインの確保等の課題への対応

- 車椅子使用者用客席について、「サイトラインの確保」「前面手すりの高さ」「同伴者席を隣接して設置」「分散配置」をどう確保していくかが課題

今後のさらなるバリアフリー化の推進に向けて

●継続的な取組の枠組み

⇒フォローアップ会議(年2回):2021年度よりスタートし、これまでに6回開催

⇒個別テーマを検討するためのWG:

・2023年度は基準見直しWGを4回開催



2024年度も引き続き

●フォローアップ会議を実施

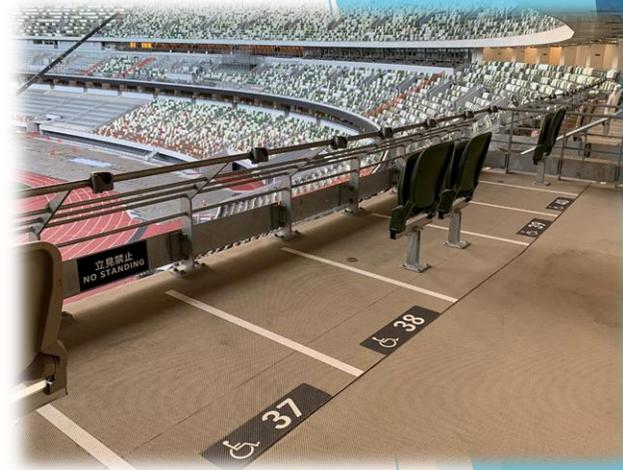
●サイトラインの確保等に係る検討WGにおいて検討予定

サイトラインの確保に係る

設計・評価方法の現状把握・技術的検討、

及び実効性の高い枠組み等について検討を行う

共生社会の実現に向けて



ご清聴ありがとうございました



出典

写真(上):高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和3(2021)年3月 国土交通省)第3部 設計事例集 p.3-6(国立競技場)
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutakukentiku_house_fr_000049.html

写真(左):高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議(第6回)資料4-1 p.8(きたぎんボールパーク)
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001724873.pdf>